

結 果 の 概 要

I 少年鑑別所

1 収容状況

令和5年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は365人であり、前年（304人）に比べ61人（20.1%（前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。））増加している。男女別では、男子が328人（構成比89.9%）、女子が36人（同9.9%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりであり、減少傾向にある。

平成26年を100とした指数で見ると、令和5年は、総数（男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。）が53（男子53、女子が58）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区 分		平成26年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5
人員	総数	683	613	533	464	447	378	343	301	304	365
	男	621	565	491	425	406	341	310	270	272	328
	女	62	48	42	39	40	37	33	31	31	36
指数	総数	100	90	78	68	65	55	50	44	45	53
	男	100	91	79	68	65	55	50	43	44	53
	女	100	77	68	63	65	60	53	50	50	58

（注）1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある（以下この結果の概要において同じ。）。

2 少年鑑別所の統計表（以下記載を省略。）の1表（少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「23-00-01」。以下統計表番号のみ記載。）参照

2 新収容人員

令和5年における新収容人員は5,451人で、前年（4,658人）に比べ793人（17.0%）増加している。男女別では、男子が4,899人（構成比89.9%）、女子が552人（同10.1%）となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりである。

平成26年を100とした指数で見ると、令和5年は、総数が53（男子が53、女子が59）となっている。

第2表 新収容人員の推移

区	分	平成26年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5
人員	総数	10,194	9,132	8,056	7,109	6,712	5,749	5,197	4,568	4,658	5,451
	男	9,251	8,413	7,397	6,500	6,095	5,176	4,691	4,096	4,176	4,899
	女	943	719	659	609	617	573	506	472	482	552
指数	総数	100	90	79	70	66	56	51	45	46	53
	男	100	91	80	70	66	56	51	44	45	53
	女	100	76	70	65	65	61	54	50	51	59

（注）1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置、勾留、鑑別のための少年鑑別所への収容又はその他（引致状等による入所）により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない（用語の解説参照）。

2 1表（23-00-01）参照

3 新収容者の年齢

令和5年における新収容者の人員は5,102人で、前年（4,250人）に比べ852人（20.0%）増加している。男女別では、男子が4,595人（構成比90.1%）、女子が507人（同9.9%）である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年（令和5年）の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数では19歳が25.2%と最も高く、次いで18歳が19.9%、17歳が19.0%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は19歳の25.5%、18歳の20.5%に次いで、17歳が19.0%の順となっている。

女子は19歳の22.7%、16歳の20.5%に次いで、17歳が18.7%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区 分	総数	年少				中間			年長				
		少年	13歳以下	14歳	15歳	少年	16歳	17歳	少年	18歳	19歳	20歳以上	
人 員	総数	5,102	859	78	277	504	1,889	922	967	2,354	1,017	1,287	50
	男	4,595	747	70	237	440	1,690	818	872	2,158	942	1,172	44
	女	507	112	8	40	64	199	104	95	196	75	115	6
構成比	総数	100.0	16.8	1.5	5.4	9.9	37.0	18.1	19.0	46.1	19.9	25.2	1.0
	男	100.0	16.3	1.5	5.2	9.6	36.8	17.8	19.0	47.0	20.5	25.5	1.0
	女	100.0	22.1	1.6	7.9	12.6	39.3	20.5	18.7	38.7	14.8	22.7	1.2
前年の構成比		100.0	15.4	2.0	5.5	7.9	36.2	14.7	21.5	48.5	20.7	26.3	1.5

- （注） 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。
 2 前年の構成比とは、前年（令和4年）の総数に対しての構成比である（以下この結果の概要において同じ。）。
 3 6表（23-00-06）参照

4 新収容者の非行名

令和5年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が77.6%、特別法犯が20.2%、ぐ犯が2.1%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗（23.3%）、傷害（22.6%）、詐欺（7.4%）の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男子は傷害（23.2%）、窃盗（23.1%）、詐欺（7.1%）の順となっている。

女子は窃盗（24.7%）、傷害（16.8%）、詐欺（10.3%）の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	5,102	100.0 (100.0)	4,595	100.0	507	100.0
刑 法 犯	3,960	77.6 (74.8)	3,583	78.0	377	74.4
公務執行妨害	29	0.6 (1.0)	24	0.5	5	1.0
放火	24	0.5 (0.7)	16	0.3	8	1.6
住居侵入	75	1.5 (1.3)	68	1.5	7	1.4
不同意わいせつ・不同意性交等	268	5.3 (5.5)	263	5.7	5	1.0
殺人	23	0.5 (0.5)	13	0.3	10	2.0
傷害	1,153	22.6 (19.4)	1,068	23.2	85	16.8
過失運転致死傷	60	1.2 (1.1)	56	1.2	4	0.8
窃盗	1,187	23.3 (24.0)	1,062	23.1	125	24.7
強盗	177	3.5 (2.6)	162	3.5	15	3.0
詐欺	378	7.4 (8.2)	326	7.1	52	10.3
恐喝	258	5.1 (4.0)	230	5.0	28	5.5
暴力行為等処罰に関する法律	61	1.2 (1.0)	51	1.1	10	2.0
その他の	267	5.2 (5.6)	244	5.3	23	4.5
特 別 法 犯	1,033	20.2 (22.1)	939	20.4	94	18.5
覚醒剤取締法	52	1.0 (1.6)	32	0.7	20	3.9
道路交通法	254	5.0 (7.8)	243	5.3	11	2.2
毒物及び劇物取締法	-	- (0.0)	-	-	-	-
その他の	727	14.2 (12.7)	664	14.5	63	12.4
ぐ 犯	108	2.1 (3.0)	72	1.6	36	7.1
第5種少年院への収容	1	0.0 (-)	1	0.0	-	-
仮退院の取消し	-	- (-)	-	-	-	-

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。

2 ()内の数は、前年の構成比である。

3 7表(23-00-07)から9表(23-00-09)まで参照

5 新収容者の入所回数

令和5年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が72.8%、再入者が27.2%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人 員	5,102	3,714	967	298	83	40
(構 成 比)	(100.0)	(72.8)	(19.0)	(5.8)	(1.6)	(0.8)
前年の構成比	100.0	73.0	18.8	5.7	1.6	0.9

(注) 12表(23-00-12) 参照

6 新収容者の非行時の身上

令和5年における新収容者の非行時の身上及び構成比は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが25.6%、該当なしが74.3%となっている。男女別では、該当ありの男子が26.6%、女子が16.0%、該当なしの男子が73.3%、女子が84.0%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（15.4%）、2号観察中（5.2%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区	分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総	数	5,102	100.0 (100.0)	4,595	100.0	507	100.0
該	当	1,304	25.6 (25.6)	1,223	26.6	81	16.0
1	号 観 察 中	787	15.4 (17.7)	743	16.2	44	8.7
2	号 観 察 中	267	5.2 (5.5)	254	5.5	13	2.6
特 定	1 号 観 察 中	154	3.0 (0.5)	144	3.1	10	2.0
特 定	2 号 観 察 中	9	0.2 (0.0)	9	0.2	-	-
試 験	観 察 中	16	0.3 (0.2)	11	0.2	5	1.0
	補 導 委 託	56	1.1 (1.2)	51	1.1	5	1.0
刑 執 行	猶 予 中	-	- (0.0)	-	-	-	-
施 設	在 所 中	15	0.3 (0.6)	11	0.2	4	0.8
該	当	3,792	74.3 (74.3)	3,366	73.3	426	84.0
不	詳	6	0.1 (0.1)	6	0.1	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 13表 (23-00-13) 参照

7 新収容者の居住状況

令和5年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が77.1%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が7.4%、知人宅が3.2%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子78.8%、女子61.7%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が17.1ポイント低くなっている。その一方で、アパート・下宿・間借り・寮が9.5%（男子7.2%）、施設が6.3%（男子2.3%）、同棲が4.9%（男子1.9%）、知人宅が4.9%（男子3.0%）など、他の割合が男子より比較的高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区	分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総	数	5,102	100.0 (100.0)	4,595	100.0	507	100.0
家 族 と 居 住		3,933	77.1 (77.2)	3,620	78.8	313	61.7
同 棲		114	2.2 (2.4)	89	1.9	25	4.9
アパ－ト・下宿・間借り・寮		377	7.4 (7.7)	329	7.2	48	9.5
住 込 み		34	0.7 (0.5)	31	0.7	3	0.6
作 業 員 宿 舎		16	0.3 (0.4)	15	0.3	1	0.2
知 人 宅		161	3.2 (2.3)	136	3.0	25	4.9
施 設		136	2.7 (2.8)	104	2.3	32	6.3
不 良 者 の 居 所		28	0.5 (0.7)	23	0.5	5	1.0
浮 浪		114	2.2 (1.9)	92	2.0	22	4.3
旅 館 ・ ホ テ ル		36	0.7 (0.6)	28	0.6	8	1.6
不 詳		119	2.3 (2.9)	103	2.2	16	3.2
そ の 他		7	0.1 (0.3)	7	0.2	-	0.0
不 詳		27	0.5 (0.3)	18	0.4	9	1.8

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表 (23-00-17) 参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

令和5年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が35.1%、関係のない者が63.0%となっている。

なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係ありの者は、傷害（28.6%）、窃盗（22.3%）、道路交通法（7.2%）の順であるが、不良集団関係なしの者は、窃盗（23.9%）に次いで傷害（19.6%）、詐欺（8.0%）となっている。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、道路交通法（あり50.8%、なし45.7%）においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り						な し	不詳	
			不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団				
総 数	100.0 [5,102]	35.1 [1,791]	5.6 [288]	24.0 [1,223]	4.4 [225]	1.1 [55]	63.0 [3,213]	1.9 [98]		
	(100.0)						(100.0)			
刑 法 犯	100.0	(78.2)	35.4	6.2	23.1	5.0	1.1	(77.7)	63.1	1.6
公 務 執 行 妨 害	100.0	(0.6)	37.9	10.3	20.7	6.9	-	(0.6)	62.1	-
放 火	100.0	(0.3)	20.8	12.5	8.3	-	-	(0.6)	79.2	-
住 居 侵 入	100.0	(0.6)	14.7	1.3	13.3	-	-	(2.0)	84.0	1.3
不同意わいせつ・不同意性交等	100.0	(1.3)	9.0	2.6	5.2	1.1	-	(7.6)	90.7	0.4
殺 人	100.0	(0.1)	4.3	-	4.3	-	-	(0.7)	95.7	-
傷 害	100.0	(28.6)	44.5	9.5	26.6	7.3	1.1	(19.6)	54.6	0.9
過 失 運 転 致 死 傷	100.0	(1.3)	38.3	-	33.3	5.0	-	(1.0)	55.0	6.7
窃 盗	100.0	(22.3)	33.7	6.8	22.9	2.8	1.2	(23.9)	64.7	1.6
強 盗	100.0	(4.7)	48.0	4.5	35.0	6.8	1.7	(2.7)	49.7	2.3
詐 欺	100.0	(5.7)	27.0	2.4	16.7	6.3	1.6	(8.0)	68.0	5.0
恐 喝	100.0	(6.8)	47.3	4.7	31.4	9.3	1.9	(4.2)	52.3	0.4
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(1.1)	31.1	4.9	21.3	4.9	-	(1.2)	65.6	3.3
そ の 他	100.0	(4.7)	31.5	3.7	23.6	3.7	0.4	(5.6)	67.8	0.7
特 別 法 犯	100.0	(20.5)	35.6	3.9	28.3	2.4	1.1	(19.6)	61.1	3.3
覚 醒 剤 取 締 法	100.0	(1.1)	38.5	-	30.8	-	7.7	(0.9)	55.8	5.8
道 路 交 通 法	100.0	(7.2)	50.8	5.1	38.6	6.7	0.4	(3.6)	45.7	3.5
毒物及び劇物取締法	100.0	(-)	-	-	-	-	-	(-)	-	-
そ の 他	100.0	(12.2)	30.1	3.7	24.5	1.1	0.8	(15.1)	66.9	3.0
ぐ 犯	100.0	(1.3)	21.3	1.9	15.7	1.9	1.9	(2.6)	77.8	0.9
第5種少年院への収容	100.0	(-)	-	-	-	-	-	(-)	100.0	-
仮 退 院 取 消 し	-	(-)	-	-	-	-	-	(-)	-	-
前 年 の 構 成 比	100.0		34.2	4.2	23.9	4.7	1.3		63.7	2.1

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。

2 []内の数は実人員であり、()内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。

3 21表（23-00-21）参照

9 新収容者の薬物等使用関係

令和5年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者（第9表中の「あり」）は15.8%、使用していない者（同「なし」）は83.2%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は15.9%、女子は15.0%となっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は大麻が12.8%、麻薬・あへんが1.7%、覚醒剤が0.9%の順、女子は大麻が6.7%、覚醒剤が3.7%、麻薬・あへんが2.8%の順となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	5,102	100.0	(100.0)	4,595	100.0	507	100.0
あ	り	806	15.8	(16.3)	730	15.9	76	15.0
麻 薬 ・ あ へ ン		90	1.8	(1.3)	76	1.7	14	2.8
大 麻	麻	620	12.2	(12.0)	586	12.8	34	6.7
覚 醒 剤	剤	62	1.2	(1.9)	43	0.9	19	3.7
有 機 溶 剤		－	－	(0.1)	－	－	－	－
指 定 薬 物		4	0.1	(0.0)	2	0.0	2	0.4
そ の 他		30	0.6	(0.9)	23	0.5	7	1.4
な し		4,246	83.2	(82.8)	3,822	83.2	424	83.6
不 詳		50	1.0	(1.0)	43	0.9	7	1.4

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表(23-00-21)参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

令和５年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が28.1%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が18.2%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が22.0%と最も高く、次いで保護観察（特定）が19.1%、少年院送致が16.2%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察（保護観察（特定）と保護観察64条1項1号が77.3%、保護観察（特定）と保護観察64条1項2号が88.1%、保護観察と在宅保護 保護観察が83.0%）が最も高く、次いで児童自立支援施設・児童養護施設送致が64.5%、少年院送致（少年院送致（特定）が61.5%、少年院送致が55.9%、第5種少年院への収容が100.0%）の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

審判決定等 鑑別判定		総 数	保 護 観 察 (特 定)	自 立 支 援 施 設 ・ 児 童 養 護 施 設 送 致	保 護 処 分			知 事 ・ 児 童 相 談 所 長 送 致	検 査 官 送 致	検 査 官 送 致 (特 定)	検 査 官 送 致 (特 定) 2 号	審 判 開 始 ・ 不 処 分 (特 定)	審 判 開 始 ・ 不 処 分 (特 定)	観 望 の 措 置 (特 定)	観 望 の 措 置 (特 定)	試 験 観 察 (特 定)	試 験 観 察 (特 定)	退 院 消 し	そ の 他	そ の 他 (特 定)	
					少 年 院 送 致 (特 定)	少 年 院 送 致	第 5 年 種 類 の 容 収														
人 員	総 数	5,102	1,122	977	121	828	802	1	32	38	52	44	10	25	237	191	409	211	—	—	2
	保 護 不 要 (特 定)	13	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	2	—	—	—	—
	保 護 不 要 (特 定) 在 宅 保 護 保 護 観 察	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	在 宅 保 護 保 護 観 察 そ の 他	930	772	—	1	7	—	—	1	—	—	—	5	1	31	—	112	—	—	—	—
	特 定 少 年 の 特 例 保 護 観 察 64 条 1 項 1 号	27	7	—	3	1	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—
	特 定 少 年 の 特 例 保 護 観 察 64 条 1 項 2 号	22	—	17	—	—	1	—	—	1	—	—	—	2	—	—	—	1	—	—	—
	少 年 院 送 致 (特 定)	734	—	647	—	—	5	—	—	—	1	—	—	9	—	16	—	56	—	—	—
	第 5 種 少 年 院 へ の 収 容	1,435	314	—	16	802	—	—	5	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	児 童 自 立 支 援 施 設 ・ 児 童 養 護 施 設 送 致	1,226	—	282	—	—	754	—	—	—	10	5	—	3	—	23	—	148	—	—	1
	保 護 不 適 検 査 官 送 致	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	保 護 不 適 そ の 他	155	13	—	100	13	—	—	15	—	—	—	—	—	—	—	14	—	—	—	—
	保 護 不 適 検 査 官 送 致 (特 定)	2	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	保 護 不 適 そ の 他 (特 定)	113	—	13	—	—	35	—	—	—	26	35	—	—	—	2	—	4	—	—	—
構 成 比	保 留 (特 定)	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	保 留 (特 定) 未 了	33	3	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	26	—	—	—	—	—	—	—
	判 定 未 了 (特 定)	81	—	14	—	—	2	—	8	10	3	—	8	—	34	—	2	—	—	—	—
	そ の 他	152	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	152	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 (特 定)	132	—	3	—	—	2	—	—	8	1	—	1	1	116	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 (特 定)	9	2	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—
	総 数	(100.0)	100.0	22.0	19.1	2.4	16.2	15.7	0.0	0.6	0.7	1.0	0.9	0.2	0.5	4.6	3.7	8.0	4.1	—	0.0
	保 護 不 要 (特 定)	(0.3)	100.0	76.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.7	—	15.4	—	—	—	—
	在 宅 保 護 保 護 観 察	(0.0)	100.0	—	50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	50.0	—	—	—	—	—	—	—
	在 宅 保 護 保 護 観 察 そ の 他	(18.2)	100.0	83.0	—	0.1	0.8	—	0.1	—	—	—	0.5	0.1	3.3	—	12.0	—	—	—	—
	特 定 少 年 の 特 例 保 護 観 察 64 条 1 項 1 号	(0.5)	100.0	25.9	—	11.1	3.7	—	40.7	—	—	—	—	—	—	—	18.5	—	—	—	—
	特 定 少 年 の 特 例 保 護 観 察 64 条 1 項 2 号	(0.4)	100.0	—	77.3	—	4.5	—	—	—	4.5	—	—	9.1	—	—	4.5	—	—	—	—
	少 年 院 送 致 (特 定)	(14.4)	100.0	—	88.1	—	0.7	—	—	—	0.1	—	—	1.2	—	2.2	7.6	—	—	—	—
第 5 種 少 年 院 へ の 収 容	(28.1)	100.0	21.9	—	1.1	55.9	—	0.3	—	—	—	0.1	—	1.6	—	19.0	—	—	—	—	
児 童 自 立 支 援 施 設 ・ 児 童 養 護 施 設 送 致	(24.0)	100.0	—	23.0	—	61.5	—	—	—	0.8	0.4	—	0.2	—	1.9	—	12.1	—	—	0.1	
保 護 不 適 検 査 官 送 致	(0.0)	100.0	—	—	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
保 護 不 適 そ の 他	(3.0)	100.0	8.4	—	64.5	8.4	—	9.7	—	—	—	—	—	—	—	9.0	—	—	—	—	
保 護 不 適 検 査 官 送 致 (特 定)	(0.0)	100.0	50.0	—	50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
保 護 不 適 そ の 他 (特 定)	(0.0)	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50.0	—	—	—	50.0	—	—	—	—	
保 留 (特 定)	(2.2)	100.0	—	11.5	—	31.0	—	—	—	23.0	31.0	—	—	—	—	—	3.5	—	—	—	
判 定 未 了 (特 定)	(0.1)	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	66.7	—	—	—	—	33.3	
そ の 他	(0.6)	100.0	9.1	—	6.1	—	—	—	—	—	—	6.1	—	78.8	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 (特 定)	(1.6)	100.0	—	17.3	—	2.5	—	—	9.9	12.3	3.7	—	9.9	—	42.0	—	2.5	—	—	—	—
そ の 他	(3.0)	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 (特 定)	(2.6)	100.0	—	2.3	—	1.5	—	—	6.1	0.8	—	—	0.8	0.8	87.9	—	—	—	—	—	—
そ の 他 (特 定)	(0.2)	100.0	22.2	—	11.1	22.2	—	—	—	—	—	—	—	22.2	—	22.2	—	—	—	—	—
そ の 他 (特 定)	(0.6)	100.0	—	—	—	10.0	—	—	73.3	10.0	3.3	—	—	3.3	—	—	—	—	—	—	—

（注）1 （ ）内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 28表（23-00-28）参照

11 鑑別の受付人員及び終了人員

令和5年における鑑別の受付人員は11,567人であった。このうち、鑑別の終了人員は受付人員の91.1%に当たる10,540人であった。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区 分	総 数	家庭裁判所関係				法務省・厚生労働省関係					少年院の 指定に 係る鑑別
		自 所 収容者	在宅者	その他	矯正施設		保護観 察所等	児童自立 支援施設等			
					刑事施設	少年院					
人 員 (構 成 比)	11,567 (100.0)	5,968 (51.6)	5,710 (49.4)	258 (2.2)	0 (-)	3,976 (34.4)	33 (0.3)	1,833 (15.8)	2,104 (18.2)	6 (0.1)	1,623 (14.0)

(注) 3表(23-00-03)参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区 分	総 数	家庭裁判所関係				法務省・厚生労働省関係					少年院の 指定に 係る鑑別
		自 所 収容者	在宅者	その他	矯正施設		保護観 察所等	児童自立 支援施設等			
					刑事施設	少年院					
人 員 (構 成 比)	10,540 (100.0)	5,035 (47.8)	4,787 (45.4)	246 (2.3)	2 (0.0)	3,879 (36.8)	21 (0.2)	1,763 (16.7)	2,090 (19.8)	5 (0.0)	1,626 (15.4)

(注) 3表(23-00-03)参照

12 退所者の退所事由別人員

令和5年における退所者(逃走及び施設間の移送を除く。)は5,506人で、前年(4,603人)に比べ903人(19.6%)増加している。これを男女別に見ると、男子が4,947人(構成比89.8%)、女子が559人(同10.2%)となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が2,098人と最も多く、次いで少年院送致が1,634人、試験観察が621人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区 分	総数	保 護 処 分			第5種 少年院 への 収容	知事 ・ 児童相談 所長 送致	検察官 送致	審判 不開始 ・ 不処分	観護 措置の 取消し	試験 観察	鑑別の ための 少年鑑 別所へ の収容 の終了	仮収容 の終了	その他
		保護	児童自立 支援施設 ・児童 養護施設 送致	少年院 送致									
		観察	送致	送致									
人員 { 総数 男 女 (構 成 比)	5,506	2,098	121	1,634	1	32	134	35	428	621	13	65	324
	4,947	1,893	105	1,500	1	22	121	32	387	536	8	58	284
	559	205	16	134	-	10	13	3	41	85	5	7	40
	(100.0)	(38.1)	(2.2)	(29.7)	(0.0)	(0.6)	(2.4)	(0.6)	(7.8)	(11.3)	(0.2)	(1.2)	(5.9)
前年の 構成比	100.0	37.3	2.3	29.0	-	0.9	2.6	0.7	8.5	11.1	0.3	0.8	6.5

(注) 1表(23-00-01)参照

Ⅱ 少年院

1 収容状況

令和5年における全国の少年院の1日平均収容人員は1,448人であり、前年（1,283人）に比べ165人（12.9%）増加している。男女別では、男子が1,303人（構成比90.0%）、女子が145人（同10.0%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。

平成26年を100とした指数で見ると、令和5年は、総数が52（男子51、女子56）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区	分	平成26年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5
人員	総数	2,803	2,633	2,462	2,187	2,012	1,778	1,616	1,393	1,283	1,448
	男	2,543	2,411	2,260	2,005	1,851	1,612	1,475	1,259	1,157	1,303
	女	260	221	202	183	160	165	141	133	126	145
指数	総数	100	94	88	78	72	63	58	50	46	52
	男	100	95	89	79	73	63	58	50	45	51
	女	100	85	78	70	62	63	54	51	48	56

（注）少年院の統計表（以下記載を省略。）の1表（23-00-01）参照

2 新収容者の人員

令和5年における新収容者の人員は1,632人で、前年（1,332人）に比べ300人（22.5%）増加している。男女別では、男子が1,498人（構成比91.8%）、女子が134人（同8.2%）となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりである。

平成26年を100とした指数で見ると、令和5年は、総数が57（男子56、女子61）となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区	分	平成26年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5
人員	総数	2,872	2,743	2,563	2,147	2,108	1,727	1,624	1,377	1,332	1,632
	男	2,653	2,538	2,369	1,999	1,933	1,594	1,487	1,258	1,203	1,498
	女	219	205	194	148	175	133	137	119	129	134
指数	総数	100	96	89	75	73	60	57	48	46	57
	男	100	96	89	75	73	60	56	47	45	56
	女	100	94	89	68	80	61	63	54	59	61

（注）1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう（用語の解説参照）。

2 4表（23-00-04）参照

3 新収容者の年齢

令和5年における新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）は、第3表のとおりである。新収容者総数（1,632人）について年齢別構成比を見ると、19歳が26.6%と最も高く、次いで18歳が22.5%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は19歳（27.4%）、18歳（23.2%）、17歳（20.8%）の順であり、女子は16歳（23.1%）、17歳（20.9%）、19歳（17.9%）の順となっている。

次に、矯正教育課程ごとに男女の年齢別構成比を見ると、SE・SA対象者では、男子は年長少年（50.9%）が高く、女子は中間少年（57.1%）が高かった。また、SE・SA対象者以外でも、男子は年長少年（51.2%）が高く、女子は中間少年（43.3%）が高かった。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）

区 分	総 数	年 少 年			中 間 少 年			年 長 少 年			20歳以上		
		13歳以下	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20歳以上	21歳以上	22歳以上	23歳以上	24歳以上
人 員	総 数	1,632	201	6	62	133	619	279	340	812	368	434	10
	男	1,498	171	5	53	113	560	248	312	767	348	410	9
	女	134	30	1	9	20	59	31	28	45	20	24	1
構 成	総 数	100.0	12.3	0.4	3.8	8.1	37.9	17.1	20.8	49.8	22.5	26.6	0.6
	男	100.0	11.4	0.3	3.5	7.5	37.4	16.6	20.8	51.2	23.2	27.4	0.6
	女	100.0	22.4	0.7	6.7	14.9	44.0	23.1	20.9	33.6	14.9	17.9	0.7
比	前年の構成比	100.0	10.5	0.3	3.5	6.8	37.8	13.4	24.4	51.7	22.2	28.8	0.7
	矯正教育課程												
	SE・SA対象者	100.0	8.3	-	4.1	4.1	40.8	17.8	23.1	50.9	26.0	24.3	0.6
比	SE・SA対象者以外	100.0	28.6	-	14.3	14.3	57.1	28.6	28.6	14.3	14.3	-	-
	男	100.0	11.8	0.4	3.5	8.0	36.9	16.4	20.5	51.2	22.9	27.8	0.6
	女	100.0	22.0	0.8	6.3	15.0	43.3	22.8	20.5	34.6	15.0	18.9	0.8

- (注) 1 SE・SA対象者とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者である。
2 SE・SA対象者以外とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）及び短期社会適応課程（SA）以外の対象者である。
3 20表（23-00-20）参照

4 新収容者の少年院の種類等

令和5年における新収容者の少年院の種類別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、第1種が96.9%と最も高く、次いで第3種が2.1%、第2種が1.0%、第5種が0.1%となっている。

第4表 新収容者の少年院の種類別人員・構成比

区 分	総 数	第1種	第2種	第3種	第5種
総 数	1,632	1,581	16	34	1
(構 成 比)	(100.0)	(96.9)	(1.0)	(2.1)	(0.1)
前 年 の 構 成 比	100.0	95.3	1.4	3.4	-

- (注) 1 () 内の数は、新収容者総数（1,632名）に対する構成比である。
2 7表（23-00-07）参照

5 新収容者の非行名

令和5年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が78.9%、特別法犯が19.2%、ぐ犯が1.9%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、高いものから順に窃盗（22.9%）、傷害（20.9%）、詐欺（10.0%）となっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗（23.2%）、傷害（21.9%）、詐欺（9.3%）であった。女子は窃盗（18.7%）が最も高く、次いで詐欺（17.2%）であり、傷害、覚醒剤取締法、ぐ犯（いずれも9.7%）の順となっている。

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,632	100.0 (100.0)	1,498	100.0	134	100.0
刑 法 犯	1,287	78.9 (75.4)	1,197	79.9	90	67.2
公 務 執 行 妨 害	4	0.2 (0.5)	3	0.2	1	0.7
放 火	10	0.6 (0.8)	5	0.3	5	3.7
住 居 侵 入	13	0.8 (0.8)	13	0.9	—	—
不同意わいせつ・不同意性交等	113	6.9 (6.3)	110	7.3	3	2.2
殺 人	12	0.7 (1.3)	8	0.5	4	3.0
傷 害	341	20.9 (17.8)	328	21.9	13	9.7
過 失 運 転 致 死 傷	32	2.0 (2.3)	32	2.1	—	—
窃 盗	373	22.9 (23.3)	348	23.2	25	18.7
強 盗	90	5.5 (3.8)	86	5.7	4	3.0
詐 欺	163	10.0 (10.7)	140	9.3	23	17.2
恐 喝	77	4.7 (3.7)	73	4.9	4	3.0
暴力行為等処罰に関する法律	3	0.2 (0.5)	3	0.2	—	—
そ の 他	56	3.4 (3.5)	48	3.2	8	6.0
特 別 法 犯	313	19.2 (21.6)	282	18.8	31	23.1
覚 醒 剤 取 締 法	26	1.6 (2.6)	13	0.9	13	9.7
道 路 交 通 法	88	5.4 (6.4)	85	5.7	3	2.2
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	—	— (0.1)	—	—	—	—
そ の 他	199	12.2 (12.5)	184	12.3	15	11.2
ぐ 犯	31	1.9 (3.0)	18	1.2	13	9.7
第5種少年院への収容	1	0.1 (—)	1	0.1	—	—
仮退院の取消し	—	— (—)	—	—	—	—

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 4表(23-00-04)参照

6 新収容者の入院回数

令和5年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者（今回の入院を含めて入院2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が88.8%、再入者が11.2%となっている。

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人 員	1,632	1,450	170	9	3
(構 成 比)	(100.0)	(88.8)	(10.4)	(0.6)	(0.2)
前 年 の 構 成 比	100.0	87.5	11.2	1.1	0.2

(注) 21表 (23-00-21) 参照。

なお、同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているため、今回の入院を除いた入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

7 新収容者の薬物等使用関係

令和5年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）25.2%、使用していない者（同「なし」）74.3%となっている。さらに、使用していた者について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に大麻（19.2%）、覚醒剤（2.4%）、麻薬・あへん（2.2%）となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が25.0%であるのに対し、女子が28.4%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比の高い順に挙げると、男子は大麻（20.1%）、麻薬・あへん（2.1%）、覚醒剤（1.7%）の順となっている。また、女子は、大麻及び覚醒剤（9.7%）が最も高く、次いで、麻薬・あへん（3.7%）の順となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区 分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,632	100.0 (100.0)	1,498	100.0	134	100.0
あ り	412	25.2 (30.0)	374	25.0	38	28.4
麻 薬 ・ あ へ ん	36	2.2 (2.6)	31	2.1	5	3.7
大 麻	314	19.2 (22.1)	301	20.1	13	9.7
覚 醒 剤	39	2.4 (3.6)	26	1.7	13	9.7
有 機 溶 剤	-	- (0.2)	-	-	-	-
指 定 薬 物	1	0.1 (-)	-	-	1	0.7
そ の 他	22	1.3 (1.6)	16	1.1	6	4.5
な し	1,213	74.3 (69.3)	1,118	74.6	95	70.9
不 詳	7	0.4 (0.7)	6	0.4	1	0.7

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 10表 (23-00-10) 参照

8 新収容者の共犯関係

令和5年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者は47.0%、共犯関係がない者は48.2%となっている。また、共犯関係がある者の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間（31.7%）、不良集団（7.4%）、学校仲間及び職場仲間（いずれも1.3%）となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が47.7%、女子が38.8%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間（男子32.1%、女子27.6%）が最も高く、次いで不良集団（男子7.9%、女子2.2%）となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

区 分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,632	100.0 (100.0)	1,498	100.0	134	100.0
あ り	767	47.0 (41.7)	715	47.7	52	38.8
学 校 仲 間	21	1.3 (1.3)	19	1.3	2	1.5
遊 び 仲 間	518	31.7 (26.6)	481	32.1	37	27.6
職 場 仲 間	21	1.3 (1.4)	20	1.3	1	0.7
施 設 仲 間	13	0.8 (0.5)	11	0.7	2	1.5
親 族	8	0.5 (1.0)	7	0.5	1	0.7
行 き ず り	9	0.6 (0.8)	9	0.6	-	-
不 良 集 団	121	7.4 (7.6)	118	7.9	3	2.2
そ の 他	56	3.4 (2.6)	50	3.3	6	4.5
な し	786	48.2 (51.9)	718	47.9	68	50.7
不 詳	79	4.8 (6.5)	65	4.3	14	10.4

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表 (23-00-17) 参照

9 新収容者の非行時の身上

令和5年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者は51.7%、該当のない者は48.3%となっている。また、該当のある者について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が31.3%と最も高く、次いで2号観察中が9.7%、特定1号観察中が6.1%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は該当のある者（53.1%）が該当のない者（46.9%）を上回っており、女子については、該当のない者（64.2%）が該当のある者（35.8%）を上回っている。

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

区 分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,632	100.0 (100.0)	1,498	100.0	134	100.0
該 当 あ り	843	51.7 (51.8)	795	53.1	48	35.8
1 号 観 察 中	511	31.3 (35.2)	482	32.2	29	21.6
2 号 観 察 中	158	9.7 (10.5)	151	10.1	7	5.2
特 定 1 号 観 察 中	100	6.1 (1.1)	95	6.3	5	3.7
特 定 2 号 観 察 中	5	0.3 (0.1)	5	0.3	-	-
試験観察中 { 補導委託	13	0.8 (0.7)	10	0.7	3	2.2
{ 在宅	50	3.1 (3.2)	47	3.1	3	2.2
刑 執 行 猶 予 中	-	- (-)	-	-	-	-
施 設 在 所 中	6	0.4 (1.1)	5	0.3	1	0.7
該 当 な し	789	48.3 (48.2)	703	46.9	86	64.2
不 詳	-	- (-)	-	-	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 12表 (23-00-12) 参照

10 新収容者の非行時の職業

令和5年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の42.8%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が27.6%、学生・生徒が29.3%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設・採掘が28.3%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が3.6%となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その他の 職業	無職者		不詳
				調理	接客	その他							学生・ 生徒	その他	
総数	1,632	-	12	14	59	26	7	7	32	462	28	52	478	451	4
(構成比)	(100.0)	(-)	(0.7)	(0.9)	(3.6)	(1.6)	(0.4)	(0.4)	(2.0)	(28.3)	(1.7)	(3.2)	(29.3)	(27.6)	(0.2)
前年の構成比	100.0	0.1	0.8	0.9	4.4	1.4	0.1	0.2	1.4	29.6	2.3	2.0	28.1	28.7	0.2

(注) 26表 (23-00-26) 参照

11 新収容者の教育程度

令和5年における新収容者の教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く40.5%、次いで高等学校在学が21.6%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は7.8%、中学校卒業の者の占める割合は19.5%となっている。

第11表 新収容者の教育程度の構成比

区分	総数	中学校					高等 学校					その他
			在学	卒業	その他	不詳		在学	中退	卒業	不詳	
総数	100.0	27.3	7.8	19.5	-	-	68.9	21.6	40.5	6.7	-	3.8
	(1,632)	(446)	(127)	(319)	(-)	(-)	(1,124)	(353)	(661)	(110)	(-)	(62)
男	100.0	27.5	7.1	20.4	-	-	68.6	21.4	40.5	6.8	-	3.9
	(1,498)	(412)	(107)	(305)	(-)	(-)	(1,028)	(320)	(606)	(102)	(-)	(58)
女	100.0	25.4	14.9	10.4	-	-	71.6	24.6	41.0	6.0	-	3.0
	(134)	(34)	(20)	(14)	(-)	(-)	(96)	(33)	(55)	(8)	(-)	(4)
前年の構成比	100.0	27.6	7.4	20.0	0.2	-	68.8	20.7	40.8	7.2	-	3.6

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 24表 (23-00-24) 参照

12 新収容者の不良集団関係

令和5年における新収容者の保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者は47.1%、関係のない者は51.3%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が34.6%と最も高く、次いで暴走族が6.4%、不良生徒・学生集団が4.0%となっている。

なお、保護者別の実数については、総数1,632人中、実父母550人、実父132人、実母635人、実父義母18人、義父実母199人、養父（母）25人、その他62人、なし11人となっている。

第12表 新収容者の保護者別不良集団関係の構成比

保護者		不良集団	総数	あり				なし	不詳	
					不良生徒・ 学生集団	地域不良 集団	暴走族			暴力団
総数			100.0 (1,632)	47.1 (769)	4.0 (65)	34.6 (565)	6.4 (104)	2.1 (35)	51.3 (837)	1.6 (26)
前年の構成比			100.0	44.4	3.6	32.6	5.9	2.3	54.1	1.6
保護者	実父母		100.0	45.1	4.7	32.4	5.8	2.2	53.8	1.1
	実父		100.0	43.9	3.0	31.1	7.6	2.3	53.8	2.3
	実母		100.0	49.8	3.6	37.3	6.8	2.0	49.1	1.1
	実父義母		100.0	44.4	11.1	16.7	16.7	－	50.0	5.6
	義父実母		100.0	49.7	3.5	37.2	7.0	2.0	47.2	3.0
	養父（母）		100.0	44.0	8.0	32.0	4.0	－	52.0	4.0
	その他の		100.0	40.3	1.6	32.3	1.6	4.8	56.5	3.2
	なし		100.0	36.4	－	36.4	－	－	63.6	－
不詳			…	…	…	…	…	…	…	

（注）1 （ ）内の数は、実人員である。

2 31表（23-00-31）参照

3 令和5年は保護者不詳の該当者がなかった。

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

令和5年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分の有無について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者は67.0%、ない者は33.0%となっている。また、前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると、保護観察が35.7%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が14.3%、少年院送致が7.8%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は91.1%に当たる997人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が24.0%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が20.9%、1月を超え3月以内が16.6%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

区 分		総数	あり	保 護 処 分 知 事 ・ 検 察 官 審 判 刑 の 執 行 特 定 少 年										なし	不詳
				保 護 観 察	児 童 自 立 支 援 施 設 ・ 児 童 養 護 施 設	少 年 院 送 致	児 童 相 談 所 長 送 致	送 致	不 開 始 ・ 執 行 猶 予 等	保 護 観 察	少 年 院 送 致	検 察 官 送 致			
人 員	総数	1,632	1,094	583	17	127	9	13	234	1	98	8	4	538	-
	男	1,498	1,038	550	15	120	8	13	226	1	93	8	4	460	-
	女	134	56	33	2	7	1	-	8	-	5	-	-	78	-
構 成 比	総数	100.0	67.0	35.7	1.0	7.8	0.6	0.8	14.3	0.1	6.0	0.5	0.2	33.0	-
	男	100.0	69.3	36.7	1.0	8.0	0.5	0.9	15.1	0.1	6.2	0.5	0.3	30.7	-
	女	100.0	41.8	24.6	1.5	5.2	0.7	-	6.0	-	3.7	-	-	58.2	-
前 年 の 構 成 比		100.0	68.5	40.3	1.5	9.8	0.5	0.5	14.9	0.2	0.6	0.2	-	31.5	-
処 分 あ り		<100.0>	1,094	583	17	127	9	13	234	1	98	8	4		
			(100.0)	(53.3)	(1.6)	(11.6)	(0.8)	(1.2)	(21.4)	(0.1)	(9.0)	(0.7)	(0.4)		
前回処分後の非行		<91.1> [100.0]	997	539	17	123	7	9	206	1	85	6	4		
1 月 以 内		[9.7]	97	53	1	8	1	3	17	-	12	2	-		
3 月 以 内		[16.6]	166	86	1	17	-	1	35	-	21	4	1		
6 月 以 内		[20.9]	208	117	4	21	1	3	33	1	27	-	1		
1 年 以 内		[24.0]	239	123	3	34	2	2	53	-	20	-	2		
1年6月以内		[11.7]	117	68	2	18	2	-	23	-	4	-	-		
2 年 以 内		[7.2]	72	40	1	18	-	-	12	-	1	-	-		
2年を超える		[9.8]	98	52	5	7	1	-	33	-	-	-	-		
前回処分前の非行		<8.8>	96	44	-	3	2	4	28	-	13	2	-		
施設在所中の非行		<0.1>	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-		
不詳		<->	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 1 () 内の数は、前回処分ありの者について前回処分別の構成比、< >内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[] 内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 14表 (23-00-14) 参照

14 新収容者の非行名別矯正教育課程等

令和5年における新収容者の非行名別矯正教育課程の人員は、第14表のとおりである。矯正教育課程別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、社会適応課程（A）が772人、支援教育課程（N）が578人、短期義務教育課程及び短期社会適応課程（S）が176人となっている。

これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、社会適応課程は窃盗（164人）、傷害（152人）、詐欺（95人）、支援教育課程は窃盗（142人）、傷害（118人）、不同意わいせつ・不同意性交等（48人）、短期義務教育課程及び短期社会適応課程は傷害（44人）、窃盗（43人）、詐欺（22人）の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別矯正教育課程の人員

非	行	名	総数	S	P	S・P以外				
						E	A	N	D	
総		数	1,632 (100.0)	176 (10.8)	1 (0.1)	1,455 (89.2)	71 (4.4)	772 (47.3)	578 (35.4)	34 (2.1)
刑	法	犯	1,287	135	-	1,152	65	596	465	26
公	務	執	4	-	-	4	-	-	3	1
放		行	10	-	-	10	1	4	5	-
住	居	侵	13	2	-	11	-	6	4	1
不同意わいせつ・不同意性交等			113	4	-	109	15	44	48	2
殺		人	12	-	-	12	1	3	7	1
傷		害	341	44	-	297	18	152	118	9
過	失	運	32	4	-	28	-	14	13	1
窃	転	致	373	43	-	330	18	164	142	6
強		盗	90	4	-	86	3	51	32	-
詐		欺	163	22	-	141	2	95	42	2
恐		喝	77	7	-	70	6	36	27	1
暴力行為等処罰に関する法律			3	1	-	2	-	-	2	-
そ	の	他	56	4	-	52	1	27	22	2
特	別	法	313	41	-	272	3	168	96	5
覚	せ	い	26	1	-	25	-	13	10	2
道	路	交	88	19	-	69	1	39	28	1
毒	物	及	-	-	-	-	-	-	-	-
そ	の	他	199	21	-	178	2	116	58	2
ぐ		犯	31	-	-	31	3	8	17	3
第5種少年院への収容			-	-	1	-	-	-	-	-
仮退院の取消し			-	-	-	-	-	-	-	-
前	年	の	100.0	11.5	-	88.5	3.5	48.6	33.0	3.4
構成比										

(注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。

2 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照

3 ()内の数は、新収容者総数に対する矯正教育課程ごとの構成比である。

4 12表 (23-00-12)参照

15 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等

令和5年における新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員は、第15表のとおりである。再入者189人（構成比11.6%）の構成比を見ると、前回少年院を少年院法（平成26年法律第58号）施行後の平成27年6月以降に出院した者は189人（構成比11.6%）であった。

前回の処遇課程・矯正教育課程等と今回の矯正教育課程を見ると、前回の処遇課程・矯正教育課程等で最も多い社会適応課程（A）の者（77人）の今回の矯正教育課程は、前回の矯正教育課程と同じく社会適応課程（A）の68人が最多である。次に多い支援教育課程（N）の者（63人）の今回矯正教育課程については、前回の矯正教育課程と同じく支援教育課程（N）の36人が最多となっている。

第15表 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員

前回処遇課程・ 矯正教育課程等 今回矯正教育課程	総数	処遇課程										矯正教育課程							なし
			S	O	G	V	E	H	P	M		SE、SA 対象者	E	A	N	D	P		
総数	1,632 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	189 (11.6)	32 (2.0)	16 (1.0)	77 (4.7)	63 (3.9)	1 (0.1)	- (-)	1,443 (88.4)	
SE・SA	176	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	176	
E	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	70	
A	772	-	-	-	-	-	-	-	-	-	128	23	13	68	24	-	-	644	
N	578	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	8	2	6	36	1	-	525	
D	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	-	3	3	-	-	27	
P	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (注) 1 処遇課程等及び矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」及び「少年院の矯正教育課程区分表」参照
2 ()内の数は、新収容者総数（1,632名）に対する構成比である。
3 30表（23-00-30）参照

16 出院者の人員

令和5年における出院者の人員は1,328人で、前年（1,363人）に比べ35人（2.6%）減少している。これを男女別に見ると、男子が1,212人（構成比91.3%）、女子が116人（同8.7%）となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が1人（構成比0.1%）、仮退院が1,327人（同99.9%）となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区	分	平成26年	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5
人員	{ 総数 男 女	3,126	2,879	2,750	2,475	2,156	2,065	1,698	1,567	1,363	1,328
		2,856	2,646	2,544	2,282	2,006	1,901	1,551	1,444	1,236	1,212
		270	233	206	193	150	164	147	123	127	116
人員	{ 退院 仮退院	4	8	7	6	10	12	6	7	4	1
		3,122	2,871	2,743	2,469	2,146	2,053	1,692	1,560	1,359	1,327
構成比	{ 総数 退院 仮退院	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0.1	0.3	0.3	0.2	0.5	0.6	0.4	0.4	0.3	0.1
		99.9	99.7	99.7	99.8	99.5	99.4	99.6	99.6	99.7	99.9

（注）1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう（用語の解説参照）。

2 1表（23-00-01）参照

17 仮退院者の在院期間

令和5年における仮退院者のうち、SE・SA対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、120～140日が60.1%と最も高く、次いで141～161日が30.7%、162～182日が7.2%の順となっている。

第17表 仮退院者（SE・SA対象者）の在院期間別人員及び構成比

区分 \ 在院期間	総数	56日以下	57～77日	78～98日	99～119日	120～140日	141～161日	162～182日	183日以上
人 員	153	-	-	1	-	92	47	11	2
構 成 比	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	0.7 (-)	- (-)	60.1 (46.1)	30.7 (49.7)	7.2 (3.0)	1.3 (1.2)

（注）1 （ ）内の数は、前年の構成比である。

2 37表（23-00-37）参照

次に、S E・S A対象者以外の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が57.2%と最も高く、次いで361～450日が28.4%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（S E・S A対象者以外）の在院期間別人員及び構成比

在院期間	総数	180日以下	181～270日	271～360日	361～450日	451～540日	541～630日	631～720日	721日以上
人 員	1,174	-	23	671	334	60	40	7	39
構 成 比	100.0 (100.0)	- (-)	2.0 (0.8)	57.2 (57.3)	28.4 (29.9)	5.1 (5.2)	3.4 (3.4)	0.6 (1.4)	3.3 (2.0)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 36表 (23-00-36) 参照

18 出院者の職業指導

令和5年における出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業指導を受けた者は出院者の99.5%に当たる1,321人である。

次に、職業指導を受けた者について、その内訳を見ると、職業生活設計指導が53.5%と最も多く、次いで製品企画が18.9%、I C T技術が8.1%の順となっている。

第19表 出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比

種 目	人 員	構 成 比
総 数	1,328	100.0 (100.0)
木 工	26	2.0 (3.2)
陶 芸	28	2.1 (6.2)
農 園 芸	25	1.9 (14.2)
溶 接	9	0.7 (2.8)
職業生活設計指導	711	53.5 (39.2)
自動車整備	1	0.1 (0.4)
情報処理	18	1.4 (7.5)
電気工事	2	0.2 (0.7)
土木・建築	6	0.5 (1.2)
手 芸	3	0.2 (2.3)
伝 統 工 芸	-	- (0.4)
給排水設備	2	0.2 (-)
介護福祉	8	0.6 (0.2)
職業生活技能向上指導	51	3.8 (4.0)
製品企画	251	18.9 (10.1)
総合建設	44	3.3 (2.2)
生活関連サービス	23	1.7 (0.8)
I C T 技 術	108	8.1 (2.2)
そ の 他	5	0.4 (1.9)
な し	7	0.5 (0.7)

(注) 1 職業指導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 40表 (23-00-40) 参照

3 ()内の数は、前年の構成比である。

19 出院者の資格・免許

令和5年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の63.3%に当たる840人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に情報・通信技術、OA機器操作関連資格（19.4%）、溶接技能者（8.3%）、危険物取扱者（7.6%）となっている。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者の構成比を男女別に見ると、男女ともに、情報・通信技術、OA機器操作関連資格（男子15.6%、女子58.6%）が最も高くなっている。

次に、職業指導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の38.3%に当たる508人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に珠算検定（9.0%）、高卒認定試験（一部科目合格）（7.8%）、高卒認定試験（認定試験合格）（7.2%）となっており、男女別に見ると、男子は高卒認定試験（一部科目合格）（7.8%）が最も高く、高卒認定試験（認定試験合格）（7.1%）、珠算検定（5.8%）の順となっている。女子は珠算検定（42.2%）が最も高くなっており、高卒認定試験（一部科目合格）及び高卒認定試験（認定試験合格）（いずれも7.8%）となっている。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業指導に関連のあるもの						職業指導に関連のないもの					
	総数	構成比	男	構成比	女	構成比	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,328	100.0	1,212	100.0	116	100.0	1,328	100.0	1,212	100.0	116	100.0
溶 接 技 能 者	110	8.3	110	9.1	-	-	2	0.2	2	0.2	-	-
珠 算 検 定	-	-	-	-	-	-	119	9.0	70	5.8	49	42.2
自 動 車 整 備 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報・通信技術、OA機器操作関連資格	257	19.4	189	15.6	68	58.6	1	0.1	1	0.1	-	-
電 気 工 事 士	8	0.6	8	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-
危 険 物 取 扱 者	101	7.6	98	8.1	3	2.6	17	1.3	17	1.4	-	-
大型特殊自動車運転免許	47	3.5	47	3.9	-	-	-	-	-	-	-	-
販売・サービス関係資格	5	0.4	1	0.1	4	3.4	-	-	-	-	-	-
事務関係資格	2	0.2	-	-	2	1.7	1	0.1	1	0.1	-	-
消 防 設 備 士	1	0.1	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
介護職員初任者研修修了	26	2.0	14	1.2	12	10.3	-	-	-	-	-	-
電 気 主 任 技 術 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液化石油ガス設備士	3	0.2	3	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
配 管 技 能 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
造 園 技 能 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 築 大 工 技 能 士	2	0.2	2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
中学校卒業程度認定試験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高卒認定試験（一部科目合格）	-	-	-	-	-	-	103	7.8	94	7.8	9	7.8
高卒認定試験（認定試験合格）	-	-	-	-	-	-	95	7.2	86	7.1	9	7.8
そ の 他	278	20.9	274	22.6	4	3.4	170	12.8	154	12.7	16	13.8
な し	488	36.7	465	38.4	23	19.8	820	61.7	787	64.9	33	28.4

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なものを計上した。

2 42表（23-00-42）及び43表（23-00-43）参照

20 新収容者（特定少年）の傾向

令和3年5月、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下「改正少年法」という。）が成立し、令和4年4月1日から施行された。改正少年法では、選挙権年齢や成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、18歳及び19歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例が定められた。

少年矯正統計年報においては、審判決定等が特定少年の符号の者を特定少年とする。少年院新収容者のうち、特定少年の傾向は以下のとおりである。

（１）特定少年の年齢別人員及び構成比

令和5年における新収容者（特定少年）の年齢別人員及び構成比は、第21-1表のとおりである。

新収容者の総数は1,632人であり、そのうち特定少年は806人（構成比49.4%）であった。特定少年の男女比は、男子が761人（同94.4%）、女子が45人（同5.6%）であった。

第21-1表 特定少年の年齢別人員及び構成比

区 分	総 数	17歳以下	18 歳	19 歳	20歳以上
少年院新収容者	1,632	820	368	434	10
うち、特定少年	806	—	363	434	9
総数	761	—	343	410	8
男	45	—	20	24	1
女					

（注） 少年院20表（23-00-20）参照

（２）特定少年の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

令和5年における特定少年の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第21-2表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が53.2%と最も高く、次に保護観察64条1項2号が31.8%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が42.4%と最も高く、次いで少年院送致が34.8%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、第5種少年院への収容が100.0%と最も高く、次いで保護観察64条1項2号と保護観察が88.1%、保護観察64条1項1号と保護観察が77.3%、少年院送致が61.5%の順となっている。

第21-2表 特定少年の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

審判決定等		総 数	保護処分		第5種少年院への収容	検察官送致		審判開始・不処分（特定）	観 護 措 置 の 取 消 し（特定）	試 験 観 察（特定）	仮 退 院 の 取 消 し	そ の 他（特定）
			保護観察（特定）	少年院送致（特定）		検察官送致（特定）	検察官送致（特定62条2項2号）					
鑑別判定	総数	2,305	977	802	1	52	44	25	191	211	—	2
	保護観察（特定）	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	保護観察64条1項1号	22	17	1	—	1	—	2	—	1	—	—
	保護観察64条1項2号	734	647	5	—	1	—	9	16	56	—	—
	少年院送致（特定）	1,226	282	754	—	10	5	3	23	148	—	1
	第5種少年院への収容	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	保護不適検察官送致（特定）	113	13	35	—	26	35	—	—	4	—	—
	保護不適その他（特定）	3	—	—	—	—	—	—	2	—	—	1
	保留（特定）	73	14	2	—	10	3	8	34	2	—	—
	判定未了（特定）	123	3	2	—	1	—	1	116	—	—	—
構 成 比	その他（特定）	7	—	3	—	3	1	—	—	—	—	—
	総数	(100.0)	100.0	42.4	34.8	0.0	2.3	1.9	8.3	9.2	—	0.1
	保護観察（特定）	(0.0)	100.0	—	—	—	—	100.0	—	—	—	—
	保護観察64条1項1号	(0.1)	100.0	50.0	—	—	—	50.0	—	—	—	—
	保護観察64条1項2号	(1.0)	100.0	77.3	4.5	4.5	—	9.1	—	4.5	—	—
	少年院送致（特定）	(31.8)	100.0	88.1	0.7	0.1	—	1.2	2.2	7.6	—	—
	第5種少年院への収容	(53.2)	100.0	23.0	61.5	—	0.8	0.4	0.2	12.1	—	0.1
	保護不適検察官送致（特定）	(0.0)	100.0	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—
	保護不適その他（特定）	(4.9)	100.0	11.5	31.0	—	23.0	31.0	—	3.5	—	—
	保留（特定）	(0.1)	100.0	—	—	—	—	—	66.7	—	—	33.3
（注） 少年鑑別所28表（23-00-28）参照		(3.2)	100.0	19.2	2.7	—	13.7	4.1	11.0	46.6	2.7	—

(3) 特定少年の少年院の種類及び矯正教育課程

令和5年における新収容者（特定少年）の矯正教育課程及び構成比は、第21－3表及び第21－4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、総数については、第1種が96.9%と最も高く、次いで第3種が2.1%、第2種が1.0%、第5種が0.1%となっている。特定少年については、第1種が95.8%と最も高く、次いで第3種が2.2%、第2種が1.9%、第5種が0.1%となっている。

矯正教育課程の構成比を見ると、総数については、A1が38.3%と最も高く、次いでN3が20.9%となっている。特定少年については、A1が41.3%と最も高く、次いでN3が19.5%となっている。

第21－3表 特定少年の少年院の種類及び構成比

区 分	総数	第1種	第2種	第3種	第5種
総数	1,632	1,581	16	34	1
構成比		(96.9)	(1.0)	(2.1)	(0.1)
うち、特定少年	806	772	15	18	1
		(95.8)	(1.9)	(2.2)	(0.1)

(注) 少年院7表(23-00-07)参照

第21－4表 特定少年の少年院の種類及び構成比

区 分	総数	S E	E 1	E 2	S A	A 1	A 2	A 3	N 1	N 2	N 3	A 4	A 5	N 4	N 5	D	P 1	P 2
総数	1,632	11	-	71	165	625	130	5	108	125	341	12	-	1	3	34	-	1
構成比		(0.7)	(0.0)	(4.4)	(10.1)	(38.3)	(8.0)	(0.3)	(6.6)	(7.7)	(20.9)	(0.7)	(0.0)	(0.1)	(0.2)	(2.1)	(0.0)	(0.1)
うち、特定少年	806	-	-	-	87	333	107	2	47	39	157	12	-	1	2	18	-	1
		(-)	(-)	(-)	(10.8)	(41.3)	(13.3)	(0.2)	(5.8)	(4.8)	(19.5)	(1.5)	(-)	(0.1)	(0.2)	(2.2)	(-)	(0.1)

(注) 少年院7表(23-00-07)参照

(4) 特定少年の非行時の身上

令和5年における新収容者（特定少年）の非行時の身上及び構成比は、第21－5表のとおりである。

新収容者の総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが51.7%、該当なしが48.3%となっているが、特定少年については、該当ありが55.6%、該当なしが44.4%となっている。特定少年のうち、非行時の身上に該当のある者の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が(25.2%)、2号観察中が(14.5%)の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第21－5表 特定少年の非行時の身上別人員及び構成比

区 分	少年院 新収容者	構成比	うち、 特定少年	構成比
総数	1,632	(100.0)	806	(100.0)
該 当	843	(51.7)	448	(55.6)
1 号 観 察 中	511	(31.3)	203	(25.2)
2 号 観 察 中	158	(9.7)	117	(14.5)
特 定 1 号 観 察 中	100	(6.1)	100	(12.4)
特 定 2 号 観 察 中	5	(0.3)	5	(0.6)
試験観察中	13	(0.8)	4	(0.5)
補導委託 在宅	50	(3.1)	19	(2.4)
刑 執 行 猶 予 中	-	(-)	-	(-)
施 設 在 所 中	6	(0.4)	-	(-)
該 当 な し	789	(48.3)	358	(44.4)
不 詳	-	(-)	-	(-)

(注) 少年院12表(23-00-12)参照

(5) 特定少年の非行名

令和5年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第21-6表のとおりである。

総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗(22.9%)、傷害(20.9%)、詐欺(10.0%)の順となっているが、そのうち、特定少年の構成比を見ると窃盗(20.3%)、傷害(17.4%)、詐欺(12.7%)となっており、同様の構成比となっている。

第21-6表 特定少年の非行名別人員及び構成比

非	行	名	少年院 新収容者	構成比	うち、 特定少年	構成比
総		数	1,632	100.0	806	100.0
刑	法	犯	1,287	78.9	592	73.4
公	務	執	4	0.2	3	0.4
放		害	10	0.6	6	0.7
住	居	入	13	0.8	7	0.9
		不同意わいせつ・不同意性交等	113	6.9	37	4.6
殺		人	12	0.7	6	0.7
傷		害	341	20.9	140	17.4
過	失	運	32	2.0	2	0.2
窃		盗	373	22.9	164	20.3
強		盗	90	5.5	33	4.1
詐		欺	163	10.0	102	12.7
恐		喝	77	4.7	34	4.2
		暴力行為等処罰に関する法律	3	0.2	2	0.2
そ		の	56	3.4	56	6.9
特	別	法	313	19.2	213	26.4
覚	醒	剤	26	1.6	19	2.4
道	路	交	88	5.4	43	5.3
毒	物	及	-	0.0	-	-
そ		の	199	12.2	151	18.7
ぐ		犯	31	1.9	-	-
第5種少年院への収容			1	0.1	1	0.1
仮退院の取消し			-	0.0	-	-

- (注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷、不同意性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を含む。
- 2 少年院4表(23-00-04)参照

(6) 特定少年の非行時の職業

令和5年における新収容者（特定少年）の非行時の職業別人員及び構成比は、第21-7表のとおりである。構成比を見ると、新収容者の総数については、有職者が全体の42.8%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が27.6%、学生・生徒が29.3%となっている。特定少年については、有職者が全体の54.0%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が31.5%、学生・生徒が14.1%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、総数は、建設・採掘が28.3%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が3.6%となっている。特定少年は、建設・採掘が34.4%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が5.0%となっている。

第21-7表 特定少年の非行時の職業別人員及び構成比

区 分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その他の 職業	無職者		不詳
				調理	接客	その他							学生・ 生徒	その他	
少年院新収容者 (構成比)	1,632 (100.0)	- (-)	12 (0.7)	14 (0.9)	59 (3.6)	26 (1.6)	7 (0.4)	7 (0.4)	32 (2.0)	462 (28.3)	28 (1.7)	52 (3.2)	478 (29.3)	451 (27.6)	4 (0.2)
うち、特定少年 (構成比)	806 (100.0)	- (-)	9 (1.1)	9 (1.1)	40 (5.0)	14 (1.7)	6 (0.7)	4 (0.5)	24 (3.0)	277 (34.4)	19 (2.4)	33 (4.1)	114 (14.1)	254 (31.5)	3 (0.4)

(注) 少年院26表(23-00-26)参照

(7) 特定少年の教育程度

令和5年における新収容者の非行時の教育程度の構成比は、第21-8表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く40.5%、次いで高等学校在学が21.6%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は7.8%、中学校卒業の者の占める割合は19.5%となっている。

特定少年の構成比は、高等学校中退が最も高く48.3%、次いで中学校卒業が18.7%となっている。また、高等学校在学の者の占める割合は13.0%、高等学校卒業の者の占める割合は13.5%となっている。

第21-8表 特定少年の教育程度の構成比

区 分	総数	中学校					高等					その他
			在学	卒業	その他	不詳	学校	在学	中退	卒業	不詳	
少年院新収容者	100.0 (1,632)	27.3 (446)	7.8 (127)	19.5 (319)	- (-)	- (-)	68.9 (1,124)	21.6 (353)	40.5 (661)	6.7 (110)	- (-)	3.8 (62)
男	100.0	27.5	7.1	20.4	-	-	68.6	21.4	40.5	6.8	-	3.9
女	100.0	25.4	14.9	10.4	-	-	71.6	24.6	41.0	6.0	-	3.0
うち、特定少年	100.0 (806)	18.7 (151)	0.0 (-)	18.7 (151)	0.0 (-)	0.0 (-)	74.8 (603)	13.0 (105)	48.3 (389)	13.5 (109)	0.0 (-)	6.5 (52)
男	100.0	19.1	0.0	19.1	0.0	0.0	74.4	12.7	48.4	13.3	0.0	6.6
女	100.0	13.3	0.0	13.3	0.0	0.0	82.2	17.8	46.7	17.8	0.0	4.4

(注) 少年院24表(23-00-24)参照

(8) 特定少年の薬物等使用関係

令和5年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第21－9表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）25.2%、使用していない者（同「なし」）74.3%となっている。さらに、使用していた者について、使用薬物等の構成比を見ると、高いものから順に大麻（19.2%）、覚醒剤（2.4%）、麻薬・あへん（2.2%）となっている。

次に、特定少年の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）32.6%、使用していない者（同「なし」）67.0%となっている。さらに、使用していた者について、使用薬物等の構成比を見ると、高いものから順に大麻（24.7%）、覚醒剤（3.7%）、麻薬・あへん（3.0%）となっている。

第21－9表 特定少年の薬物使用関係別人員及び構成比

区	分	少年院 新収容者	構成比		男	構成比	女	構成比	うち、 特定少年	構成比	男	構成比	女	構成比
総	数	1,632	100.0	(100.0)	1,498	100.0	134	100.0	806	100.0	761	100.0	45	100.0
あ	り	412	25.2	(30.0)	374	25.0	38	28.4	263	32.6	246	32.3	17	37.8
		36	2.2	(2.6)	31	2.1	5	3.7	24	3.0	23	3.0	1	2.2
麻	薬・あへん	314	19.2	(22.1)	301	20.1	13	9.7	199	24.7	193	25.4	6	13.3
大	麻	39	2.4	(3.6)	26	1.7	13	9.7	30	3.7	22	2.9	8	17.8
覚	醒	-	-	(0.2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有	機	1	0.1	(-)	-	-	1	0.7	-	-	-	-	-	-
指	定	22	1.3	(1.6)	16	1.1	6	4.5	10	1.2	8	1.1	2	4.4
そ	の	1,213	74.3	(69.3)	1,118	74.6	95	70.9	540	67.0	512	67.3	28	62.2
な	他	7	0.4	(0.7)	6	0.4	1	0.7	3	0.4	3	0.4	-	-
不	詳													

(注) 少年院10表（23-00-10）参照